

令和4年3月23日
海事局外航課・内航課・船舶産業課

環境性能等に優れた船舶の導入に取り組む海運事業者の計画を認定しました

～ 海事産業強化法に基づく特定船舶導入計画の認定（第1弾） ～

昨年5月に成立した海事産業強化法に基づき、環境性能等に優れた船舶（特定船舶）の導入に取り組む海運事業者及び事業基盤強化計画の認定を受けた造船事業者が策定した特定船舶導入計画を認定しました。

海事産業強化法に基づき、海運事業者及び事業基盤強化計画の認定を受けた造船事業者は共同で、特定船舶の導入に向けた計画(特定船舶導入計画)を策定し、国土交通大臣に提出することができ、当該計画が所定の認定要件を満たすと認められる場合は、国土交通大臣は当該計画を認定することとなっています。

今般、以下の事業者が策定した特定船舶導入計画について審査した結果、所定の認定要件を満たしていると認められるため、本日（3月23日）付で認定しました。

区分	事業者名	計画の内容
外航	川崎汽船株式会社 ジャパン マリンユナイテッド株式会社	自動カイト（凧）システムを搭載したLNGを燃料とする大型ばら積み貨物船の導入 令和6年3月竣工予定
	株式会社商船三井 大島造船所株式会社	硬翼帆（こうよくほ）式風力推進装置（ウインドチャレンジャー）を搭載する大型ばら積み貨物船の導入 令和4年10月竣工予定
	日本郵船株式会社 大島造船所株式会社	LNGを燃料とする大型ばら積み貨物船の導入 令和5年3月竣工予定
内航	有限会社昭進汽船 株式会社三浦造船所	船尾形状の改良や高効率エンジン・プロペラの採用により、省エネ性能の向上を図ったセメント専用船の導入 令和5年3月竣工予定

（五十音順、計画詳細は別紙参照）

認定を受けた海運事業者においては、共同申請した造船事業者が建造する特定船舶を導入する際に各種支援措置の活用が可能となります。

なお、本制度の詳細及び認定を受けた特定船舶導入計画の概要は、以下の国土交通省ホームページからご覧いただけます。

制度の詳細：https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk5_000068.html

計画の概要：https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk3_000078.html



<問合せ先>

海事局 外航課

海事局 内航課

海事局 船舶産業課

山下、内藤

渡部、島田

岩城、吉開

直通:03-5253-8119

直通:03-5253-8627

直通:03-5253-8634

FAX:03-5253-1645

FAX:03-5253-1643

FAX:03-5253-1644